

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A2	1121	訪問型独自サービス/211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	1,058	1月につき	
A2	2121	訪問型独自サービス/211日割			35	1日につき	
A2	1221	訪問型独自サービス/212		(2) 1週に2回程度の場合	2,114	1月につき	
A2	2221	訪問型独自サービス/212日割			69	1日につき	
A2	1331	訪問型独自サービス/213		(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,354	1月につき	
A2	2331	訪問型独自サービス/213日割			111	1日につき	
A2	2511	訪問型独自サービス22	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179	
A2	2621	訪問型独自サービス23			(二)所要時間45分以上の場合	220	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2) 1週に2回程度の場合	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3) 1週に2回を超える程度の場合	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			-1	1日につき	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		ロ 1月当たりの回数を定める場合	生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	-2
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23					(二)所要時間45分以上の場合
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	-12	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割				-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12			(2) 1週に2回程度の場合	-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割			-1	1日につき	
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3) 1週に2回を超える程度の場合	-37	1月につき	
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割			-1	1日につき	
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22		ロ 1月当たりの回数を定める場合	生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	-2
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23					(二)所要時間45分以上の場合
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の10% 減算	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2			所定単位数の15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3			所定単位数の12% 減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15% 加算	1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の15% 加算	1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の15% 加算	1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10% 加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の10% 加算	1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の10% 加算	1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算	1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	八 初回加算		200 単位 加算	200	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算I	二 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算 (I)	所定単位数の 245/1000 加算	1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算II		(2)介護職員等処遇改善加算 (II)	所定単位数の 224/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算III		(3)介護職員等処遇改善加算 (III)	所定単位数の 182/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算IV		(4)介護職員等処遇改善加算 (IV)	所定単位数の 145/1000 加算		